

審議会の議を経て、適用除外広告物と認定する場合の審査手続に係る取扱要領の制定について

1 経緯

平成23年度第3回札幌市屋外広告物審議会において、宮の森美術館（中央区宮の森2条11丁目 宮の森ミュージアム外壁）の壁画の取扱いについて、議論を行った。同壁画を屋外広告物としてとらえると、ギヨム・ポタジ展（後援 札幌市 札幌市教育委員会）の開催期間中は、当該催物の会場の敷地内に掲出する広告物ということになり、条例の規制が適用されない広告物として、掲出することができるが、催物が終了した後引き続き掲出するとすると、条例が適用され、違反広告物扱いとなる。

議論の結果、条例第11条第2項第4号に規定する「周囲の環境と調和し、その表示が良好な景観又は風致を維持するうえで特に支障がない」ため、適用除外とするが、適用除外と認定するにあたっては、経年劣化による塗料の退色等により良好な景観又は風致を損ねることのないよう、条例第16条に基づき、今後、適正な維持管理を行うことを条件とした。

2 適用除外広告物と認定する場合の審査手続に係る取扱要領について

絵画は広告物の対象にならないのではないかというイメージもあるが、国土交通省の解釈では、「建築物の外側等における絵画等の表示は、通常の場合、絵画等の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として「公衆に表示」されていると認められるものは、屋外広告物であると解することとなっている。

本市各部局が後援等を行う催物等において、催物等が終了後も引き続き絵画等が掲出されるといった事例が今後も想定されることから「札幌市屋外広告物審議会の議を経て適用除外広告物と認定する場合の審査手続に係る取扱要領」（別紙1参照）を定め、本市各部局あて周知したところである。

3 宮の森美術館の壁画の現状について

ギヨム・ポタジ展（平成23年9月16日～平成23年11月13日）終了後、現在も引き続き、壁画は掲出されている（別添1写真参照）。

外観を確認した限りでは、経年劣化による塗料の退色等により、良好な景観又は風致を損ねる状況ではないと判断できることから、現状は引き続き、条例の適用除外として扱うこととする。

札幌市屋外広告物審議会の議を経て適用除外広告物と認定する 場合の審査手続に係る取扱要領

この要領は、本市各部局が後援等を行う催物等において、一般市民等による絵画などの広告物（以下、「絵画等」という。）が札幌市屋外広告物条例（以下、「条例」という。）に定める絵画等が掲出できない区域及び物件（以下、「禁止区域及び禁止物件」という。）に掲出され、かつ、当該催物等の終了後も引き続き掲出される場合に、当該絵画等を条例第 11 条第 2 項第 4 号に規定する適用除外広告物として認定する場合の審査手続について定めることを目的とする。

1 絵画等の屋外広告物に該当するか疑義のある物件を認知した場合の対応について

（フロー図は別紙のとおり）

- (1) 札幌市内において開催される催物等に対して名義後援等を行おうとする部局（以下「後援等部局」）は、後援等の申請又はその相談を受ける際、屋外に掲出される絵画等のうち後援等の対象となる催物等の終了後も引き続き掲出される可能性がある物件（以下、「掲出予定物件」という。）が設置されると認めた場合は、速やかに道路管理課に連絡する。
- (2) 道路管理課は、後援等部局からの連絡により、又は自ら掲出予定物件を認知した場合は、当該物件が下記判断基準の要件を満たした絵画等であるかどうかを判断する。
- (3) (2) の結果、当該物件が下記判断基準の要件を満たした絵画等であると判断した場合、
 - ア 道路管理課から後援等部局へ連絡し、道路管理課との事前協議が必要である旨を申請者に伝えるよう依頼する。
 - イ 申請者は道路管理課との事前協議において、当該物件について、良好な景観・風致の維持のための配慮事項及び催物等の終了後の維持管理方法（管理者・管理体制等）の説明を行う。
 - ウ 道路管理課から後援等部局に申請者との事前協議結果を伝えるとともに、当該結果に対する後援等の可能性について後援等部局と協議する。

※ 既に掲出されている物件（以下「既掲出物件」という。）を発見した場合は、道路管理課が後援等の有無（後援等があった場合は内容を含む）について後援等部局に照会する。
- (4) (3) の協議結果に基づき、道路管理課は条例第 11 条第 2 項第 4 号に基づく審議を行うべきかどうかを判断し、審議が必要と認めた場合は、屋外広告物審議会（審査会）に諮問する。
- (5) 屋外広告物審議会（審査会）では、周囲の環境と調和し、その表示が良好な景観又は風致を維持する上で特に支障がないかどうかを審査する。

(6) (5) の審査の結果に基づき、適用除外広告物であると認定する場合

道路管理課は、掲出者及び関係区土木部に対し、当該絵画等につき適用除外広告物として認定する旨、別添様式により通知する。

後援等部局は、適用除外広告物として認定された絵画等が設置される催物等について、名義後援等の決定を行う。

※ 適用除外広告物であると認定しなかった場合、道路管理課は、掲出者及び関係区土木部に対し、当該絵画等につき適用除外広告物として認定しない旨通知する。）

(7) 道路管理課は、後援等の対象となる催物等の終了後、当該絵画等の現地確認を行う。

判断基準

判断にあたっては、絵画等の制作者の著名度合等は問わないものとする。

① 上記 (2) の物件が屋外広告物に該当する要件

具体的な対象物を描いた絵画等、「一定の観念、イメージ等を伝達するもの」に明らかに当てはまるものについては屋外広告物に該当する。

また、抽象物が描かれている場合であっても、それが制作者の意図等により絵画等であると認められる場合は、屋外広告物に該当する。

② ①で屋外広告物であると判断された物件が適用除外広告物になり得るための要件（ア～ウ全てを満たしたものであること）

ア 制作者によるオリジナルの絵画等であり、過去に発表された他の絵画等及び歴史的な美術絵画等並びにそれらを模したものでないこと（疑義がある場合、不明な場合は後援等部局と協議）

イ 物件に銘板等が付される等により、当該絵画等の制作者名、タイトル等が、一般の人が観た際に容易に認知しうる状態に置かれること

ウ 物件もしくはその物件に付された銘板等に記載される文言は、絵画等の制作者名、サイン、タイトル、解説、その他当該絵画等に関する内容に限られていること

2 適用除外広告物として認定した絵画等に対し必要な管理がされていない場合の対応について

(1) 道路管理課は、上記 1 により適用除外広告物であると認定された絵画等が、著しく汚染し、退色し、若しくは塗料がはく離している、又は著しく破損し、若しくは老朽化している状態にあるのを発見した場合は、掲出者又は当該絵画等の管理者（以下、「掲出者等」という。）に対し、速やかに補修等を行うよう指導を行う。

(2) (1)の指導の結果、掲出者等が速やかに補修等を行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると道路管理課が認めた場合は、掲出者等から理由書及び補修等計画書を提出させるものとする。（当該絵画等が落下等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるときを除く。）

- (3) 掲出者等が(1)の指導に応じない場合、又は(2)により提出を受けた補修等計画書のとおり補修が進捗していないと道路管理課が認めた場合は、当該絵画等に係る適用除外の認定を取り消し、違反広告物として取り扱う旨、掲出者等に対し通知を行う。

3 留意事項

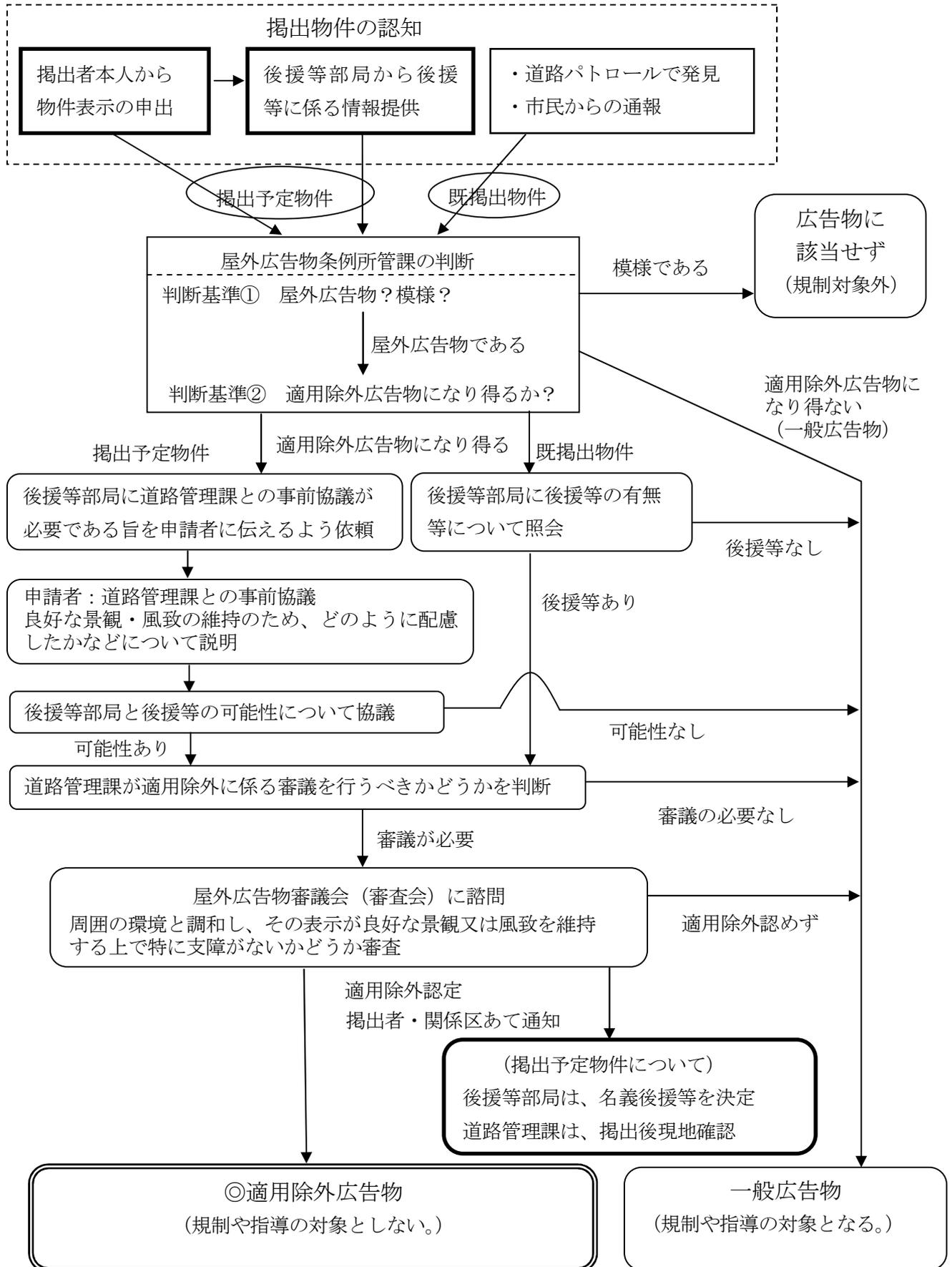
- (1) 公共的団体が自らの事業として絵画等の掲出を行う場合は、本取扱いに依らず、条例第11条第1項第2号による協議が必要になる。
- (2) 絵画等の掲出が催物等の開催期間中のみである場合は、条例第11条第1項第3号の「講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に表示し、又は設置する」適用除外広告物に該当する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別紙 フロー図

(審議会の議を経て適用除外とされる広告物：条例で定める禁止区域及び禁止物件に掲出される絵画等のうち、後援等の対象となる催物等の終了後も引き続き掲出されるもの)



札幌市建設局 第 号
平成〇年（〇年）〇月〇日

（申請者） 様

札幌市建設局総務部長

適用除外広告物の認定（不認定）について（通知）

あなたが〇〇局（区）〇〇部あて（後援）申請をされた下記1の絵画等について、平成〇年〇月〇日に開催された札幌市屋外広告物審議会（審査会）で審議（審査）した結果、札幌市屋外広告物条例第11条第2項第4号に規定する、同条例の規制の適用を受けない適用除外広告物として認定する（しない）ことといたしましたので通知いたします。

【※ 以下、認定する場合】

ただし、絵画等の掲出にあたっては、下記2の条件を遵守してください。条件に違反し、かつ、本市の指導にも従わないときは、認定を取り消す場合があります。

記

1 適用除外広告物に認定する（しない）絵画等

名称	
制作者	
掲出場所	
維持管理を行う者	氏名（名称） 連絡先
備考	

2 【※ 認定する場合】認定条件

- (1) 掲出された絵画等について、経年劣化による塗料の退色等により良好な景観又は風致を損ねることのないよう、また、破損等により公衆に危害を及ぼすことのないよう、札幌市屋外広告物条例第16条に規定する広告物等の管理義務に基づき、今後、適正な維持管理を行うこと。
- (2) 絵画等の維持管理を行う者の氏名・名称等及び連絡先に変更があった場合は、速やかに下記担当まで届け出ること。（届出書の様式は特に定めない。）
- (3) 【※ 既掲出物件の掲出者に対してのみ】今後、本市等の後援等を受けようとする催物等において、当該催物等の終了後も屋外で引き続き掲出される絵画等を制作しようとする場合は、事前に後援等を受けようとする部局又は下記担当まで連絡すること。
- (4) （その他）

（担当）札幌市建設局総務部道路管理課
広告物対策担当 211-2452

札建道第 号
平成〇年（〇年）〇月〇日

〇〇区土木部長 様

建設局総務部長

適用除外広告物の認定（不認定）について（通知）

（申請者）が〇〇局（区）〇〇部あて（後援）申請を行った下記の絵画等について、平成〇年〇月〇日に開催された札幌市屋外広告物審議会（審査会）で審議（審査）した結果、札幌市屋外広告物条例第11条第2項第4号に規定する、同条例の規制の適用を受けない適用除外広告物として認定する（しない）ことといたしましたので通知いたします。

【※ 以下、認定する場合】

なお、当該絵画等が著しく汚染し、退色し、若しくは塗料がはく離している、又は著しく破損し、若しくは老朽化している状態にあるのを発見した場合は、至急下記担当まで連絡くださいますようお願いいたします。

記

適用除外広告物に認定する（しない）絵画等

名称	
制作者	
掲出場所	
維持管理を行う者	氏名（名称） 連絡先
備考	

（担当）建設局総務部道路管理課
広告物対策担当 211-2452